

蛭塚公園の再整備工事に伴う立ち入り制限について

浜松市博物館

1 再整備の目的

国指定史跡「蛭塚遺跡」は、東海地方でも有数の縄文時代の遺跡です。昭和30年代に行われた発掘調査や史跡整備は、地域の方々に多数の参加・協力をいただきながら市を挙げた一大事業として行われ、世間の注目を集めました。

しかし、調査や整備から60年以上が経過した今、史跡自体の劣化や設備の老朽化が目立ち、展示公開している内容や方法も古いままであることなどが課題となっています。

そこで、適切な保存と効果的な活用の観点から、史跡の再整備を進めていきます。

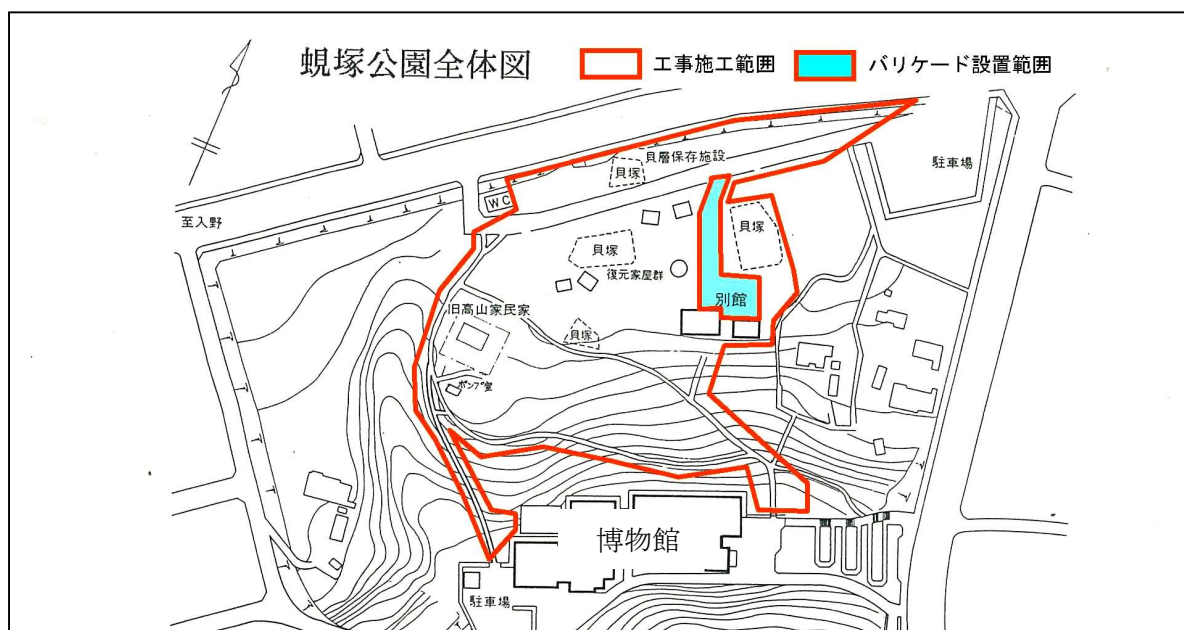
2 蛭塚公園が目指す姿

史跡を未来に向けて確実に保存し、多くの方が利用しやすい設備を整え、その重要性をわかりやすく伝えることで、魅力的な史跡公園を目指していきます。

3 公園の立ち入り制限

令和7年12月1日から令和8年3月27日までの間、植栽の伐採、工作物の撤去・移設、物品等の運搬に伴い、公園内の一部の立入りが制限されます（重機やトラックの出入あり）。

なお、施工範囲は図面赤枠内になりますが、工事の進捗により制限する時期・場所が変わります（赤枠内全体が同時に立入禁止にはなりません）。



4 今後の予定（立ち入り制限あり）

令和8年度 建造物解体・撤去工事、工作物撤去工事、植栽伐採工事等を予定

令和9年度 園路・サイン類等の整備工事を予定

※具体的なスケジュールが決まり次第、あらためて周知いたします。

(連絡先) 〒432-8018 浜松市中央区蛭塚四丁目 22 番 1 号
浜松市 市民部博物館
電話：053-456-2208 FAX：053-456-2275
E-mail：hamahaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp